

R5.10.4 議会運営委員会

西内委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
岡田芳秀委員が所用のため少し遅れるとのことであるので、御了承願う。
本日は、議案の付託及び意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まり
いただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の付託について

西内委員長 初めに、1ページの資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案38件のうち、決算報告議案23件、流域下水道事業会計、電気事業会
計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に関する議案3件を除く12件
の議案を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管
の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったので、御報告する。
次に、決算報告議案23件、未処分利益剰余金の処分に関する議案3件については、
9月15日の議運で決定したとおり、決算特別委員会の設置と同時に付託することと
し、付託した議案については、審査が終了するまで、議会の閉会中も継続審査する
こととするので、御了承願う。

(了 承)

2. 決算特別委員会の構成員について

西内委員長 次に、6ページの資料2、決算特別委員会の構成員についてである。
各会派より決算特別委員の届出があつているので、このメンバーのとおり本日の
会議で選任することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長 それでは、さよう決する。

3. 意見書案の送付先について

西内委員長 次に、意見書案の送付先についてである。
7ページの資料3、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
提出された意見書案は6件である。そのうち1番の「軽油引取税の免税措置の堅
持を求める意見書」案は、総務委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であ
るが、主たる内容を所管する総務委員会へ、4番の「脱炭素と自然再興に貢献する
サーキュラーエコノミー（循環型経済）の推進を求める意見書」案は、商工農林水
産委員会及び産業振興土木委員会に関連する内容であるが、主たる内容を所管する
商工農林水産委員会へ、それぞれ送付することとしている。

以上、意見書案6件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
たいが、御異議ないか。

(異議なし)

R5.10.4 議会運営委員会

西内委員長 それでは、さよう決する。
 なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすことにしたいので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

4. 議員派遣について

(1) 第23回都道府県議会議員研究交流大会

西内委員長 次に、19ページの資料4、議員派遣についてである。
 第23回都道府県議会議員研究交流大会への派遣については、募集の結果、2名の参加希望があった。
 このことについては、議員派遣は7名を限度とお決めいただいていたので、土居央議員、横山文人議員の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

(2) 地方議会活性化シンポジウム2023

西内委員長 次に、地方議会活性化シンポジウム2023への派遣については、募集の結果、2名の参加希望があった。
 このことについては、議員派遣は3名を限度とお決めいただいていたので、加藤漠議員、西森雅和議員の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

(3) 日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年記念訪問事業

西内委員長 次に、日本・ミクロネシア連邦国交樹立35周年記念訪問事業への派遣については、募集の結果、3名の参加希望があった。
 このことについては、議員派遣は2名を限度とし、希望者が2名を超える場合は正副委員長に一任願うこととしていたので、正副委員長において調整を行い、土森正一議員、私、西内隆純の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。

(了 承)

西内委員長 なお、議員派遣については、会議規則により議会の議決が必要であるので、正副委員長でその案を作成し、資料4にお示ししてある。
 この案により、議運の委員の連名で、閉会日10月13日の本会議に提出することで、御異議ないか。

R5.10.4 議会運営委員会

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。
また、議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

(了 承)

5. 議会デジタル化検討小委員会からの報告について

西内委員長

次に、20ページの資料5、議会デジタル化検討小委員会からの報告についてである。

小委員会の委員長である土居委員から、小委員会での協議についての報告及び議会運営システム管理要領の制定について提案をしたい旨の申出があるので、これを受けるとする。

土居委員、願います。

土居委員

それでは、議会デジタル化検討小委員会から御報告させていただく。

議会のデジタル化については、昨年度まとめられた議会デジタル化基本方針に基づいて、オンライン委員会や会議のペーパーレス化の準備が進められており、8月にはタブレット端末が各議員に配付されるなど、環境整備が進んでいるところである。このような中、小委員会では、システム運用に必要な管理に関する規定やルールづくりに取り組んできた。

先般、システムの基本的な管理についての規定として管理要領案を取りまとめたので、内容について御説明させていただく。この管理要領案には、タブレット端末の取扱いについての項目も含んでいるため、早急に御承認いただき、制定していただく必要があるものと考えている。

20ページの資料5、高知県議会運営システム管理要領案を御覧願う。この管理要領案は、第2条にあるとおり、ペーパーレス会議システムやクラウド型ファイル共有システム、情報通信機器などで構成される議会運営システムの適正な使用及び管理を目的としている。

第4条では、使用者は議員及び執行部など議長が許可した者と規定している。

第5条以下は、主にタブレット端末の使用についての規定である。第5条第1項から第5項で、貸与されたタブレット端末は他人に貸与や譲渡してはならないこと、議員でなくなった場合など使用をやめたときは速やかに返却すること、その際のデータ移行は使用者が行うことを規定している。

また、第6項から第8項で、タブレット端末の使用範囲をペーパーレス会議やオンライン委員会などの公務だけでなく、政務活動でも使用できることとし、国内で使用する場合は、通信費の半額を議員が自己負担しなければならないことを規定している。

第9項から第11項では、国外に持ち出す場合は事前に申出を行わなければならないこと、海外調査など国外で政務活動に使用する場合は通信費を全額議員が負担しなければならないことを規定している。

第6条では、タブレット端末の紛失等があれば直ちに届け出なければならないこと、第7条では、アプリのインストールを行いたい場合事前に許可が必要なこと、第8条で情報セキュリティ対策への対応、第9条でフリーWi-Fiへの接続など、タブレット端末を使用する場合の禁止事項を規定しており、情報通信機器やシステムの管理を適正に行うための規定内容としている。

以上が、管理要領案の概要である。初めに述べたが、タブレットは既に貸与されている。本管理要領を早期に御決定いただく必要があると考えるので、よろしく願います。

R5.10.4 議会運営委員会

なお、御決定いただいた後も、議会デジタル化について協議を行う中でこの管理要領の見直しなどの必要性が出てくれば、小委員会において改めて検討を行ってまいりたいと考えている。

引き続き、小委員会では、本会議場及び委員会室におけるタブレット使用ルールについての申合せや、オンライン委員会に向けた委員会条例の一部改正案などについても協議中である。協議が整い次第、改めて御報告させていただく。

以上である。

西内委員長

ありがとうございました。

ただいま、土居委員から、小委員会での協議についての報告及び議会運営システム管理要領制定についての御提案があった。

この件について、何か質問、御意見はないか。

(なし)

西内委員長

それでは、御提案のあったとおり、議会運営システム管理要領を制定するという
ことで、御異議ないか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

なお、この要領については、お手元の案を基に議長において定めることとし、文言の調整が必要な場合は議長に一任するという
ことで、いかがか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、さよう決する。

6. その他

西内委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

西内委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の10月13日金曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

西内委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時をめぐとする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。